

大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会 設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、大阪府福祉のまちづくり審議会規則（平成24年大阪府規則第282号。以下「規則」という。）第7条及び第12条の規定に基づき、大阪府における福祉のまちづくり条例の施行状況の調査及び検討を行うため設置する、大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 部会は、審議会の会長が指名する委員等で構成する。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

(運営)

第3条 部会は、必要に応じ開催する。

2 部会長は、部会を招集し、会務を総理する。

3 部会長に事故があるときは、部会委員のうちから互選された委員がその職務を代行する。

(庶務)

第4条 部会の庶務は、都市整備部住宅建築局建築環境課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(ウェブ会議)

第6条 ウェブ会議システムを利用した会議への出席

一 部会長が必要と認めるときは、委員は、ウェブ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。

以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

二 ウェブ会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該ウェブ会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

三 ウェブ会議システムによる出席は、静寂な個室その他これに類する施設又は会長があらかじめ指定した施設で行わなければならない。

四 会議の公開に関する指針により、会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者

に視聴させてはならない。

附則

この要綱は、平成 25 年 6 月 14 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 10 月 5 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。